

## 一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人東京都技能士会連合会（以下「連合会」という。）のホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定める。

(広告掲載管理者)

第2条 ホームページへの広告掲載の適正かつ円滑な運用を図るため、広告掲載管理者を置く。

2 広告掲載管理者は常務理事をもってこれにあてる。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、次の各号に掲げるものとする。

(1) バナー広告

(2) その他、会長が必要と認めるもの

(広告の規格)

第4条 「バナー広告」の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 上下方向60ピクセル×左右方向120ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーションを含まないもの), JPEG, PNG

(3) 容量 20KB以下

2 バナー広告の掲載位置等は、別表第1のとおりとする。

(広告原稿の作成)

第5条 バナー広告原稿の作成は、広告主の責任および負担で作成する。

2 広告掲載原稿は電子データで提出する。

(掲載基準)

第6条 広告主は、連合会の事業の趣旨を理解し、その事業の目的に合致する事業を行っている者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する業種または事業者については、ホームページに広告を掲載することができない。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続きを受けている事業者

(2) 法令等の違反があった事業者等、社会問題を起こしている業種又は事業者

3 リンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合はホームページに広告を掲載することができない。

(1) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの

(2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するおそれのあるもの

(3) 消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないものとし

て、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現

イ 人材募集広告で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守していない

ウ 国、公共団体、その他公共の機関が広告を掲載している、又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定をしているかのような表現

4 前 2 項に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又は連合会のホームページに広告掲載することがふさわしくないと広告掲載管理者が認めるものは、ホームページに広告を掲載することができない。

5 広告又はリンク先ホームページには、広告主名及び連絡先を表示しなければならない。

(掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月を単位とする。

(広告掲載料)

第 8 条 バナー広告の掲載料は、別表第 2 のとおりとする。

2 広告主は、バナー広告の掲載料を一括して前納する。

(広告主の募集)

第 9 条 広告主の募集は、連合会のホームページで行う。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行う。

(広告掲載の申込)

第 10 条 広告主になろうとするものは、ホームページ広告掲載申込書（第 1 号様式）に次の各号の書類を添付して申し込む。

(1) 会社概要その他広告掲載に係る事業の内容がわかるもの

(2) 広告案

(3) その他、広告掲載管理者が必要とするもの

(掲載の決定)

第 11 条 広告掲載の適否は、第 6 条の掲載基準に基づき広告掲載管理者が決定する。

(広告内容・デザイン等に関する協議)

第 12 条 広告掲載管理者は連合会のホームページ全体への配慮上、広告の内容およびデザインについて協議することがあり、広告主はこれに応じるものとする。

(内容の変更)

第 13 条 広告掲載管理者は、広告の内容（リンク先ホームページの内容を含む。）が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるときは

広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(掲載の中止)

第14条 広告掲載管理者は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載に係る費用の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに原稿等の提出がないとき
- (3) 広告の内容（リンク先ホームページの内容を含む。）が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるとき
- (4) 前条の規定による変更を求めたにもかかわらず、変更を求めた事態が解消されないとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、ホームページへの掲載が適切でないと広告掲載管理者が判断したとき

(掲載の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

(掲載期間の延長)

第16条 次の各号に該当するときには、広告を掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。

- (1) 広告の掲載期間内に連合会の都合でホームページを一時閉鎖したとき
- (2) 広告主の責に帰さない理由により、連合会が広告を掲載できなかったとき

(掲載料の返還)

第17条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を中止したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を中止した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに、広告掲載管理者に届け出るものとする。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、ホームページの広告に関して必要な事項は、広告掲載管理者が別に定める。

別表第1

バナー広告の掲載位置等について

一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領第4条2項のバナー広告の掲載位置は、下図のとおりトップページの最下段とする。



←この位置に掲載する

## 別表第2

- 1 一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領第8条1項の広告掲載料は、下表のとおりとする。

区分	バナー広告掲載料（月額）
連合会会員団体および 会員団体構成員	1,000円
その他	2,000円

- 2 広告掲載管理者が必要と認める場合には、バナー広告掲載料を変更することができる。